

平成 19 年 2 月 5 日

## 意 見 書

大阪府知事 様

不適正な会計処理に  
関する調査委員会  
委員長 石井 一正

大阪府が行った「目的・性格が明確でない現金等の保管等」に関する調査  
に対し、3名の委員で審議を行った結果、別添のとおり意見を述べる。

また、あわせて再発防止に向けた改善策についても提言する。

## 1 はじめに

### (1) 委員会設置の経緯

「不適正な会計処理に関する調査委員会」(以下「委員会」という。)は、府当局が、平成 18 年 11 月 15 日、今回の一連のいわゆる裏金問題の端緒となった南河内府税事務所事案につながる投書を受け、全庁組織を対象とする調査を開始し、第 3 回調査を終えた段階の平成 18 年 12 月 26 日に専門的な見地から調査結果の検証とこれを踏まえた再発防止策等の提言を、平成 19 年 1 月末を目途に行うことを目標に設置された。

この設置の段階では、いまだ、府当局による調査が継続中であり、当委員会の設置並びにその審議と並行して府当局による全庁調査が行われ、その後も新たな所属において、裏金や不適正な会計処理事案が発覚したところである。

### (2) 委員の構成

委員会は、別紙のとおり 3 名の委員をもって構成された。

### (3) 目的

大阪府が行った目的・性格が明確でない現金の保管等に係る内部調査について、専門的な見地から調査結果等の検証及び再発防止策の提言を速やかに行うことを目的として、審議を行ってきた。

### (4) 委員会の役割と活動の方向性及び調査・検討の基本方針

委員会の活動とその審議は、設置の経緯と府当局による調査の進捗状況を踏まえて行われたものである。即ち、今回の調査の最大の眼目は、前回、平成 9 年度の調査で一掃されたはずの裏金があるいは、新たに発生したこと及び不適正な会計処理が継続して行われていたことにあり、今回の調査によってこれらの事案を洗い出してこの種の禍根を断つことにある。

したがって、委員会の役割も、第一に、府当局の調査が徹底して行われたかどうかを専門的視点から厳しく審査・検証するとともに、その調査手法に不備があれば、これを指摘し、より良い方策を助言し、更に徹底した調査の実施を要請するというように、府当局による調査を側面から支援し、その作業の進捗を督促する役割も事実上担わざるを得なかった。

しかも、これらの作業を含む調査結果全体の検証とこれを踏まえた改善策等を盛り込んだ委員会としての意見書の提出まで、年末年始を含む約 1 ヶ月余の

短期間で取りまとめを行うとの極めてタイトなスケジュールのもとで作業を進めてきた。

今回の裏金は、平成 9 年度に不適正な会計事務に関する調査が実施された際に、府に返還されるべきはずの現金等が残され、保管・費消されてきたものが多数を占めていたことに鑑み、前回の処理・改善策・その実施のどこに不備があったかなどについて、前回調査との比較などにも目配りをしながら調査・検討を進めた。

#### (5) 委員会の具体的活動

府当局が実施した調査全般の経緯・手法・結果及び個別事案に関する調査結果等についての府当局の詳細な説明と質疑等を行って、どこに問題があったのか、委員の側から具体的な指摘等を行った。

また、委員会としては、府当局側の調査の経緯及び結果、各事案の原因分析、これに基づく改善策等につき、慎重かつ綿密な検討を加えるとともに、調査の検証に当たっては、厳正な態度で臨み、調査漏れによる裏金の見逃しが無いよう、府当局に対し再三にわたる追加調査を求め、調査の徹底とその内容の厳格さを求めた。

#### 〔委員会開催回数及び時間数〕

5 回・計約 15 時間

(各回の調査委員会の審議概要は、下記のとおり)

なお、府庁で開催された委員会以外にも数回にわたり、かなりの時間をかけ、委員相互による協議を重ね、調査の検証及び改善策の検討等の検討に努めた。

#### 〔委員会開催状況〕

##### 〔第 1 回〕

1. 日 時 平成 18 年 12 月 26 日(火) 午後 1 時から 3 時
2. 内 容 事務局からの説明聴取等  
目的・性格が明確でない現金の保管等に関する調査報告
3. 主な意見 ・調査の信用性を高められる手立てを考えないといけない。  
・聞き取り調査の結果「無い」という回答については、その証しとして署名押印を求めるべき。  
・署名をもらうことは、調査の精度を高める上での心理的牽制

となると同時に、後日、重要な証拠ともなる。

〔第2回〕

1. 日 時 平成 19 年 1 月 12 日（金） 午前 9 時 30 分から 12 時 30 分
2. 内 容 調査結果の検証等
3. 主な意見
  - ・職員は悪いことをしないという前提に立って調査しているが、これは内部だけで通用する論理。性悪説に立った点検の仕組みも必要。
  - ・いまだに職員一人ひとりが自分の問題として捉えていないのではないか。対象外の所属の職員は半ば他人事と思っている人もいるのではないか。全職員が府全体の問題として捉えることが重要。
  - ・所属長による定期的な点検を行う必要がある。

〔第3回〕

1. 日 時 平成 19 年 1 月 16 日（火） 午前 9 時 30 分から 12 時 30 分
2. 内 容 調査結果の検証等
3. 主な意見
  - ・一般に事務引継はどのように行われているのか。決められた方式はあるのか。
  - ・休眠状態の任意団体の会計チェックができていない。休眠中の任意団体をすべて洗い出し、会計チェックをすべきではないか。
  - ・各所属にある金庫等の中を定期的に確認するとともに、必要のないものは保管しないように徹底すべき。

〔第4回〕

1. 日 時 平成 19 年 1 月 19 日（金） 午後 1 時 15 分から 5 時
2. 内 容 調査結果の検証
3. 主な意見
  - ・親睦会や協議会の口座を申告させ、一旦、預金などの残高をきちんと押さえ、新しい口座を作る場合もしかるべき承認を得たものしか持てないシステムとすることで不適正な支出が防止できるのではないか。
  - ・所属にどういう親睦会や団体があるのか、それらの預金や現金がどうなっているのかを洗い直して報告を求めるべき。
  - ・金庫の中身が時期によって移動されている可能性はないか。

〔第5回〕

1. 日 時 平成 19 年 1 月 26 日（金） 午後 1 時から 4 時
2. 内 容 調査結果の検証、意見書の協議
3. 主な意見
  - ・ 公益通報制度が利用されずに匿名の投書によって発覚した事例があった。公益通報制度とは別に匿名通報への対応が検討課題。
  - ・ 任意団体の分も含めて通帳や金庫の中の現金等をすべて登録し、以後の管理を厳格にすべき。
  - ・ 職員の意識改革の徹底のためには、今回の意見書をすべての職員に読んでもらった上でアンケート調査を行い、今回の問題についての職員からの意見や提案を集めて改善に役立てることも必要ではないのか。

〔意見書の提出に当たっての特記事項〕

今回発覚した裏金事案については、その用途として、明らかに私的に流用（いわゆる「使い込み」）されたもの(3 件 = 南河内府税事務所 別紙事案一覧表番号 2、東大阪高等職業技術専門学校 同 12、教育委員会事務局財務課 同 18。うち、2 件は当該職員の懲戒免職処分済み、1 件は退職者)、現段階では用途不明であるが私的流用の可能性も払拭できないもの(後述の 2 件 = 流通対策室 同 13、呼吸器・アレルギー医療センター 同 23)等が目につく。裏金の保管・引き継ぎがその性質上密かになされることが、これら私的流用や用途不明金を生むものと考えられ、裏金問題のもつ深刻さを露呈している。

今回の裏金事案等が、調査を重ねる都度発覚していることに鑑みると、現時点において、発覚した裏金の具体的用途、金額等を含め、すべての事実（具体的用途、金額等）が明らかになっているとは断定し難い。

しかしながら、後述するように、新たに判明した北部・南部家畜保健衛生所の事案（別紙事案一覧表番号 15、16）を含め、発生原因については、現時点において、十分解明して類型化することができ、その改善策についても集約できることに加えて、速やかな再発防止の取組みが求められることから、以下に指摘するように、府当局において継続した対応を行うことを前提に、委員会として議論の取りまとめを行う。

今後、この報告を踏まえ、府において速やかに対処され、府政の信頼回

復に向けて取り組まれるよう、強く要請する。その意味で、委員会としては、この報告は、今回の裏金問題の一つの区切りではあるが、終幕ではなく、新たな段階への幕開けと考えている。

(府において対応すべき事項)

- (ア) 裏金の保管等が判明している所属については、一定の事実が明らかにされているが、なお、不明な部分等が残っている事案は、府当局としてできる限りの解明に引き続き取り組むこと。
  
- (イ) 今回の裏金問題に責任のある職員に対する適切な処分を速やかに行うことはもとより、当委員会からの報告に盛り込まれた改善策については、直ちに、全職場に浸透させるとともに、再発防止についての取組み等について点検を行うこと。
  
- (ウ) 今後、この問題について、職員からの改善提案等があった場合には、その点に十分留意するとともに、内部通報等についても的確に事実確認を進めること。

## 2 府当局側の調査の概要

府当局は、平成 18 年 11 月初旬までに届いた匿名の投書を受けて、同月 15 日、32 の出先機関に対し、裏金が残されていないか調査に着手した。

その後、同月 22 日、南河内府税事務所の事案（別紙事案一覧表番号 2）が発覚したことを受け、府当局による一連の全庁組織を対象とする調査が開始された。

### (1) 第 1 回～第 5 回調査の実施状況

調査に当たっては、地方独立行政法人においても同様の調査を実施。

#### 第 1 回調査（平成 18 年 12 月 7 日）

緊急次長会議を開催し、全庁調査対象部局に対し、調査を指示。

目的、性格等が明確でない現金等が、職場の金庫に現在、保管されていないか。

目的、性格等が明確でない現金等が、職場の金庫に平成 10 年度になかったか。

目的、性格等が明確でない現金等が、職場の金庫に平成 10 年度以降に新たに生み出されていないか。

確認の上、調査票等を提出。

#### 第 2 回調査（平成 18 年 12 月 15 日）

総務部長名で全庁の調査対象部局に対し、調査を指示。

平成 10～17 年度に、職場において、目的・性格が明確でない現金等がなかったか。

府が補助金、負担金等を支出している団体で、各所管課が事務局を担当している協議会、実行委員会等において、現在、目的・性格が明確でない現金等がないか。

府の指定出資法人において、現在、目的・性格が明確でない現金等がないか。

確認の上、確認票等を提出。

併せて、所属長自らが金庫等の確認作業等を行う旨の指示がなされた。

#### 第 3 回調査（平成 18 年 12 月 19 日）

平成 18 年 12 月 15 日の追加調査。

平成 18 年 12 月現在の目的、性格等が不明確な現金等について、所属長がどのように確認したのか。

各所属の親睦会に目的・性格が明確でない現金等がないか。  
確認の上、確認票等を提出。

#### 第4回調査（平成18年12月27日）

委員会からの指摘等を踏まえ、総務部長名で全庁の調査対象部局等に対し、調査を指示。

府が補助金、負担金等を支出している団体で、各所管課が事務局を担当している協議会、実行委員会等において、平成10年度以降、団体の活動状況等に照らして、不自然な出入金がないか。

親睦会において、平成10年度以降、会の活動状況等に照らして、不自然な出入金がないか。

所属において、目的・性格が明確でない現金等が保管等されていないか。

及び については、所属以外の第三者が通帳等により確認（例：出先機関は本庁所管課が行う）、 については、所属長が確認し、所属長及び確認者による署名押印した確認票等を提出。

#### 第5回調査（平成19年1月16日）

1月12日開催の委員会において「所属内で完結するのではなく、第三者による確認が重要であるとの意見」を受け、総務部長名により全庁の調査対象部局に対し、調査を指示。

所属に、目的・性格が明確でない現金等が保管されていないか。

総括補佐、総務担当者に聴き取り調査を行う。

所属以外の第三者が調査、確認の上、確認者による署名押印した報告票等を提出。

### （2）平成9年度不適正会計事務に関する調査と今回の調査との比較

#### 平成9年度調査

平成9年度の調査は、夜食等やホテル利用に関係して不適正な会計処理が判明したことを受け、他にも不適正な会計処理が行われていないか全庁的な調査を行ったものである。

調査方法は、平成6年度から9年度までを対象に、まず各所属において、個々の支出が適正か否か、支出関係書類の調査点検を行うほか、旅費についても、旅行者本人による旅行命令簿の自己点検を実施。その後、関係業者に取引実態の確認を行うことなどを通じ、約13億3,200万円の不適正支出を明らかにした。



その後、各所属が保管する不適正支出に基づく現金を府に返還するよう指示が出されたが、この指示が、次長会議における口頭での指示で各所属への徹底に欠けたこと、各所属での保管現金の確認が行われなかったことなど、返還指示が徹底しなかったことが推認される。

#### 今回の調査

これに対して、今回の一連の調査は、南河内府税事務所において、現金の保管が判明したことを受け、目的・性格が明確でない現金の保管等について、調査を行った。

当該所属以外の第三者が金庫等を開け、現金など内容物の確認を行うなど、調査の透明性に配慮しつつ、現物確認に基づく調査が行われた。さらに、平成9年度調査では対象とされなかった協議会等の団体や親睦会の会計についても、通帳や帳簿、領収書類を付き合わせるなど徹底した調査を行った。

### (3) 今回の調査概要

#### 調査対象機関

知事部局の全課（室・所）、水道部、議会事務局、教育委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、府立学校

〔計362所属（課（室・所））〕

なお、調査に当たっては、地方独立行政法人でも同様の調査を行うとともに、府指定出資法人においても、当該法人による同様の調査が行われた。

#### 調査対象事項

調査は、所属における「目的・性格が明確でない現金等の保管、費消」（以下「現金等の保管等」という。）の有無にとどまらず、府が補助金・負担金等を支出しており、事務局を務める協議会等並びに親睦会での「現金等の保管等」の有無に及んだ。

#### 調査対象者

調査の対象者を、平成10年度以降現在までの間に、現金等の保管等に関与した可能性があると思われる職員で、退職者を含め調査可能な者すべてとした。

## 調査のポイント

当初の府当局による調査の方法は、基本的には、全庁の所属に報告期限を指定して、文書による報告を求めるものであった。

この指示に従って、出先機関を含む全庁の所属では、自ら現金等の保管等の有無について担当者から事情聴取し、平成 10 年度当時の関係者にまで遡って調査し、その有無にかかわらず、その結果を文書報告するというものであった。

この方法は、職員に対する信頼を前提とし、前回の不祥事の精算以降に、万一、この種現金等の保管等の事実があれば、この調査に対し、その事実を隠すことなく報告してくるだろうとの、いわば、性善説に立つものであった。この調査で、現金等の保管等が判明した所属については、さらに、詳細な事実調査が行われた。

ところが、調査の進展に伴い、上記調査では、現金等の保管等はないとする報告をしていた所属から次々とその保管・費消等の事実が発覚するに至り、各所属任せの調査・申告をベースとしたこの調査手法の不備と調査結果の信用性について、府議会・マスコミ等各方面からの厳しい批判を浴びることとなった。

この状況を受け、委員会としては、調査の信用性を高めるため、所属長等の署名を求めることや所属外の第三者がチェックを行うなどの提案を行った。これらを踏まえ、府当局は、協議会等や親睦会については、出先機関は本庁所管課長が、本庁各課は総務課長が通帳や帳簿をチェックするなど、当該所属以外の第三者によるチェックを行うとともに、各所属では、所属長が必ず金庫を開扉してその内容物を点検確認することを義務付けた。

また、各所属における調査の徹底とその結果報告に対する責任を担保するため、確認票等には、所属長や確認者の署名押印を求めた。

しかし、各所属内の調査では、この方法による調査がきちんと行われたとしても、その結果は、いまだ、当該所属による調査にとどまるものであったので、直接の所属当事者ではない当該所属以外の職員による調査・点検確認を行い、その報告票についても確認者の署名押印をさせて、確認の徹底と責任担保の措置を採ることとした。

関係者からの聴き取り調査と預金通帳、保管金の出納に関するメモや金銭の使途についての帳票等の確認に加え、これら帳票類が処分されたり、口座の変更・解約等がなされて保管の経過が不明なものについては、銀行・郵便局等に口座記録照会（約 200 件）をするなどできる限り客観的資料の収集も行った。

### 3 調査の検証

#### (1) 本件調査についての府当局の取り組み

昨年 12 月 7 日の第 1 回調査から本年 1 月 16 日の第 5 回調査は、できるだけ速やかに徹底した調査を実施すべく、年末年始を挟み、その作業は休むことなく続けられた。

しかしながら、今回の一連の調査も、様々な事案の判明を受けて、後追的に広げられた感は否めない。特に、昨年 12 月半ばまでの間は、調査の徹底度・調査の体制等も十分とは言えず、このことが次々と五月雨的に新たな事案が発覚する事態を招いた一因でもあり、調査の信用性に対する評価を低下させることにもつながった。危機意識を全庁に浸透させるという点では不十分であったと指摘せざるを得ない。

#### (2) 調査結果に対する評価

府当局は、年末年始を挟んでの約 2 ヶ月にわたり、全庁に対し、計 5 回、様々な角度から調査を行った。こうした事案の事実解明を図るには、内部調査による悉皆的な聴き取りによらざるを得ないところであり、できる限り客観的資料を集め、通帳等の記録が現存しないものは、取引口座照会を行うなどしてその回答を得、それを基に府当局の調査が行われた。

その結果、府当局自身の手による今回の調査手法は、全体としてみると、限られた時間内で実行可能な範囲において適切なものと認められる。

また、発覚した事案については、相当程度事実が解明されたものと判断される。

ただ、流通対策室、呼吸器・アレルギー医療センターの 2 事案(別紙事案一覧表番号 13、23)については、相当多額の裏金の使途が不明であり、この調査によって全容が明らかになったとは、言い難い。府当局による調査の続行が必要であるが、調査を継続しても進展が期待し難い状況に至れば、捜査当局の手に委ねざるを得ないと思われる。委員会としては、この 2 事案につき、府当局が告発を視野に入れた調査・検討を進めることを勧告する。

なお、北部・南部家畜保健衛生所の 2 事案(別紙事案一覧表番号 15、16)については現時点において、全容解明に向けた、府としてのさらに徹底した調査が必要である。

調査の検証に当たって一言付記する。今回の調査の過程全般を通じて、職員が事実を承知しながらぎりぎりまで隠蔽してきた事例が見られ、とりわけ、所属長等の署名押印を求めた確認票等の提出時にも報告されなかった事案がその後判明したことは調査の信用性に対する評価を低下させることにもつながった。

この「隠そうとする意識・職場体質」の払拭が再発防止策の根幹とも言える。今回の調査について、事実経過をできるだけ詳細に記録・保存し、再発防止策の実施に当たっては、このことを十分に踏まえた対応が図られるよう求めたい。

## 4 裏金問題等発生の原因分析

発生原因については、次の3つの類型に分類できる。

平成10年2月に返還すべきであったいわゆる裏金が返還されないまま、以後、保管・費消された事案。(20所属)

協議会等の団体の公金が精算されず、不適切に保管・費消された事案。(2所属)

(なお、池田保健所については、返還すべき裏金も保管されていたため、  
、ともに計上)

事業の実施に関して、不適正な会計支出が行われ、費消されていた事案(2所属)

類型ごとに裏金問題が生じた原因を分析すると、次のような点が指摘できる。

### (1) 平成9年度の調査時に「返還されなかった」事案について

平成9年度当時、返還すべき現金がなぜ返還されなかったのか確認するため、府当局が調査した結果(当時、会計事務調査室に在籍し、直接調査事務を担当した職員から聴取した事情及び個々の事案の関係者の供述等)を総合・検討すると、以下のことが判明した。

平成9年度当時、それまでの不適正な会計処理により生み出され、所属に保管されている現金を府に返還すべきことについては、会計事務調査室から文書で各部局の総務担当係に指示されたが、4事案(南河内府税事務所、池田保健所、守口保健所、府立大学羽曳野キャンパス総合事務センター、別紙事案一覧表番号 2、6、7、20)においては、当時の担当者は返還の指示がなかったと供述するなど、全所属に的確にこの指示が伝達されていなかったと認定せざるを得ない。

返還対象である現金等の所在調査が不十分であった事案

発見された現金等を返還対象と認識していなかった事案

管理監督者の判断で意識的に返還しなかったのではないかとと思われる事案

また、出先機関を含め、所属に返還確認を行わなかった点や、平成10年度以降、職員による不適正支出額の返還が開始されているとはいえ、同年度以降の所属での現金保管や実施した改善策の浸透度等について、徹底して点検する努力は不十分であった。

- 平成 10 年度以降の保管・費消については、担当者らの「厄介な金」、「表に出せない金」といった供述にもあるように、
- (ア) 公金から生み出されたということを認識しつつも、意図的にあいまいな金に位置付けてしまっていた。
- さらに、この点については、
- (イ) 所属長が異動などの際、金庫内を自ら点検することなく引継ぎを行っていた。
  - (ウ) 検査・監査においても、金庫内を点検するシステムが取られていなかった。
- などの問題点がある。

以上から、今回の調査で明らかとなった関係所属を中心に、管理職を含め、裏金問題に対する真摯な反省と公金の適正管理やコンプライアンスに対する意識が極めて低いことが最大の理由であると言わざるを得ない。

仮に、返還の指示が不徹底であったとしても、個々の職員のこの問題に対する意識が先鋭であれば、「返還されないという事態」は相当防げたはずである。

## (2) 新たな裏金（平成 10 年 4 月以降の発生）事案等について

### 協議会等団体の未精算金の流用による裏金

障害保健福祉室計画推進課：「みんなでやさしいまちづくり」大阪府民会議の未精算額の流用（別紙事案一覧表番号 5）

同会議は、平成 14 年度以降、活動が行われておらず、預金口座に残されていた未精算額を親睦会名義の預金口座に移し替えた。

池田保健所：「豊能保健医療推進協議会」の未精算額の流用（別紙事案一覧表番号 6）

この協議会の運営は、医師会に委託しているが、会計事務は同保健所が担当しており、未精算額を別口座に移し替えるなどし、費消していた。

以上の事案を通して、協議会等団体については、

- (ア) 会計処理について全庁統一の処理方針がない。
- (イ) ほとんどの場合、担当者一人が出入金の管理を行っている。
- (ウ) 会計報告等はされているが、形式的になっておりチェック体制が不備である。

- (エ) 担当者任せで、所属長等による活動把握が不十分である。  
(オ) 休眠状態になった協議会等が、形式的には存続し、未精算金が放置されていた。

などの実態があった。

以上のように、協議会等団体の会計管理については、全体としてずさんなものであり、今回の事案の温床の一つとなったと言わざるを得ない。

#### 事業に関する不適正支出

北部・南部家畜保健衛生所の事案（別紙事案一覧表番号15、16）については、民間（府職員OB）の獣医師に実際勤務していない日の日当を支給し、所内の親睦会口座に還流させるなどして費消していたほか、非常勤職員の賃金について不適正な支出を行っていた。

この事案は、職場の全員が同一の技術系職種で構成されているという事情の下で、雇用された民間獣医師と家畜保健衛生所が組織的に不適正な会計処理により裏金を作り出してきた。獣医師の個人口座に入金された報酬額が後に、同衛生所に返されるなどという通常の監視システムでは発見し難い特異なケースであると考えられる。

本事案にかかる不適正な会計処理及び裏金づくりは、平成9年度以前から長期にわたり行われているとの供述もあるところ、平成9年度調査においても発見されておらず、この点でも、前回調査が不十分であったと言わざるを得ない。

さらに、平成10年度以降も継続して行われていたことも含め、公金の不適正な使用など、職場全体で公金についての意識が極めて低かったと言える。

#### (3)(1)、(2)を通じ、裏金問題等発生の原因として共通して指摘できる事項

##### 金銭取扱い体制の不備

裏金に限らず、協議会等団体や親睦会の会計が、総務総括等担当者一名で管理されていることが少なくない。通帳、印鑑もすべて、一人で管理している場合も多い。また、引き継ぎも個人間で行われることが多く、所属長はおろか直属の上司すら管理状況を知らない場合もあるなど、内部牽制がきかなかった。

また、金庫に保管すべきであるにも関わらず、担当者の机の中に置かれるなど、管理が十分でない状況もあった。



そして、これらの点が、私的流用（いわゆる「使い込み」）や個人着服の原因になったことは前述のとおりである。

#### 綱紀に対する意識の不徹底

「大阪府における綱紀保持基本指針」において、「職員は、職務の遂行に当たって不正・不祥事を知った時は、直ちに、管理監督者に報告し、管理監督者は、隠蔽することなく顕在化させ、迅速かつ適切に対応しなければならない。」と規定し、平成18年度から取組みを進めている。

綱紀保持基本指針の周知については、倫理監督員及び綱紀保持推進委員会の設置や職員倫理カードの配布などの取組みが講じられてきたが、今回の事態をみれば、全職員に日常の職務に密接に関連した具体的な形で浸透できていたのか、甚だ疑問がある。

## 5 改善策の提言

改善策として、以下(1)～(4)について提言する。改善策の実施に当たっては、各事項に記載した諸点を十分に考慮されたい。

特に(3)協議会等団体、親睦会の項目については、既に取り組みられている事項もあるが、会計事務の複数人による処理や通帳と印鑑を別の者が保管するなど、直ちに実施できる事項は速やかに取り組まれたい。

### (1) 職員の意識改革

公金であることの意識を高め、自由に使える金は一切ないという公務員として当たり前の意識を徹底し、綱紀保持基本指針の遵守及び職場の一人ひとりの倫理意識向上のための諸施策を導入する。

#### 綱紀保持等

綱紀保持基本指針のうち、会計事務に関する規定の整備・見直し、解釈及び運用ルールの策定等

綱紀保持基本指針の遵守状況の監視並びに違反事例等に対する厳格な処分

倫理監督員及び綱紀保持推進委員会の活動の実質を向上させる。

#### 各種研修の充実

##### ・会計事務に関する研修

職員の意識改革を図り、適正な会計事務を確保するため、具体例を踏まえた研修を実施する。

##### ・倫理研修

すべての職員の意識を高めるため、人事課で行っている倫理研修に加え、各職場での倫理研修を充実させる。

#### コンプライアンスの充実

##### コンプライアンス研修の実施

職員一人ひとりが、今回の問題を他人事ではなく自らの問題として受け止め、コンプライアンスの重要性を再確認するために全職員を対象にしたコンプライアンス研修を実施する。

研修に当たっては、一方的に講師の話を聞くだけの研修ではなく、参加者で討論するような形式をとる。

#### 職員の意識調査

全職員を対象にアンケート調査を実施し、今回の問題や意見書の内

容、職場におけるコンプライアンスに対する職員の意識実態を明らかにする。

アンケート調査を通じて浮き彫りとなった課題や問題点を把握して、法令遵守の推進に役立てる。

#### 内部通報制度の充実

全職員に対し内部通報制度の趣旨・内容を周知徹底すること。

また、今回、匿名の投書が事案の解明に寄与した事例があったことを踏まえ、内部通報の窓口である法務課に対して、匿名でも違法行為の通報・相談ができるように検討すること。

特に、職員の意識改革は再発防止に向け根本をなす課題であるので、この意見書を直ちに、全職場に配布し、職場での議論を経て、職員からの意見や提案を寄せられるよう、速やかな対応策を講ずること。

## (2) 監視機能

### 所属における点検の徹底

#### 自己検査の徹底

- ・所属長は、半期ごとに自己検査マニュアルに基づき自己検査を実施する。その検査結果について、署名押印の上、確認書を提出する。
- ・所属長による金庫内検査をチェックリスト（自分が管理するすべての現金等を検査した旨を織り込む）に基づいて実施し、その結果について確認書（署名押印）を提出させる。
- ・異動の際、新旧所属長立会いの下、金庫内をチェックし、保管物をリストアップの上、文書で引き継ぐ。

#### 預金通帳・印鑑等の管理

- ・預金通帳、印鑑、キャッシュカードは別の者が管理し、出金の際の確認は複数人で行う。
- ・所属長は、随時、預金通帳の実査（出入の内容の通査）を行う。

#### 履行検査、現物確認の徹底

- ・物品購入時の検査に加え、毎年、検査者以外により備品等の現物調査を行う。

（台帳 現物、現物 台帳、現物にラベルの貼付）

#### 雇用実態の点検

- ・非常勤職員等の雇用実態について、随時、点検を行う。

出納局による検査等の充実

会計実地検査の充実（抜き打ち方式で行う検査の拡充）

現物確認（金庫内実地検査を含む）の徹底

所属の支出状況を通査し、取引頻度が高い業者について履行内容を検証

専任チームによる抜き打ち的な調査の実施

今後設置する専任のチームにより、金庫内の点検や公金の管理、非常勤職員等の雇用等が適正に行われているかどうかを確認する。あわせて、関係職員に対する意識啓発を図る。

### （３）協議会等団体、親睦会

今回の調査により、金庫内に現金等が保管されている事案も判明したことから、小口支払基金、資金前渡によるもの、現金による収納金等を除き、職場には原則、現金を置かないこととし、協議会、親睦会等を含めて、金融機関口座で保管を行い、すべての預金口座を登録する。その他、次のような改善を図られたい。

協議会等団体

府が補助金・負担金等を支出しており、府が事務局を担当する協議会・実行委員会等団体については、一斉に実態調査を行い、趣旨目的等を全庁的に把握する。

その上で、すべての団体について会計報告・監査を徹底させる。

活動実績が乏しい、あるいは、相当期間休眠している団体については、廃止の検討を行うほか、存置が必要なものについては、決算状況等の透明性を高める。

会計事務については、複数で行うなど、会計処理取扱い基準を策定するとともに、預金口座の開設・解約のルールを明確にする。

また、口座名義代表者や使用する印鑑・通帳の保管状況を定期的に確認する。

親睦会

親睦会は、職員が任意に組織するもので、府当局による一律的、強制的な管理対応には馴染まないが、職員の協力を得て、次のような改善策

の実施を要請されたい。

課単位以上の親睦会について、部局総務課に登録するなど、全体の把握を行う。

また、会計事務については複数で行うほか、出入金の状況や口座名義代表者、使用する印鑑・通帳の保管状況を所属長が定期的に確認する。

#### (4) 監査委員による監査機能の充実強化

今回の不適正支出が生み出された原因を十分分析し、対応策を検討の上、今後の監査に反映する。

監査時における金庫内の実地検査を徹底する。

府が補助金・負担金等を支出しており、府が事務局を担当する協議会等団体の会計について、担当部局が実施する会計報告等の調査結果を監査の対象とする。

#### 【終わりに】

委員会として提案する改善策は以上であるが、職員自らがまず、意識を改革し、行動に移していくことが重要である。そのためには、この意見書の記載項目にとどまることなく、平成9年に提言された会計システムの改善や外部監査の実施などの改善策を持続的に実行することはもとより、この意見書を基に各職場で全職員が真剣な討議を行い、自らの手で新たな改善策を提案し、実行していくことを強く求めたい。

幹部職員を含め、府庁全体で今回の事態を真摯に反省し、二度とこのような事態を引き起こさないよう、具体的な取組みを着実に継続して進めることが重要である。

再発防止に不断に取り組むとともに、府職員一人ひとりに意識改革を浸透させ、根付かせていく地道な努力の継続とその浸透度の確認を組織として決して怠ることのないよう努められたい。

目的・性格が明確でない現金等の調査結果（事案一覧表）

（単位：円）

番号	所属名	平成19年1月現在の残額		平成10年4月以降使用した金額	合計 ( + )	事案の概要	出所	現金を残した判断	使用に当たっての判断
		残額	種別						
1	政策企画部 企画室	500,000	ホテル 利用券	使用なし	500,000	平成9年度の全庁調査時、職場の金庫内にホテル利用券50万円分が存在したものの、調査対象であった平成6～9年度の公費で購入したものではないと判断し、処理せずそのまま保管。今回の調査において発見され、平成8年度以前の何らかの預かり金が、府からの依頼により、平成9年1月にホテルから利用券として返還されたものと判明。	平成8年度以前の不適正会計処理によるものと推測	・平成9年度の調査当時の担当者が調査を進めていた中で、職場の金庫内に当該利用券を発見。 ・担当者の記憶によれば、ホテルに問合せたが出所に至る回答を得ず、当時の企画室の経費支出状況から、調査対象であった平成6～9年度の公費から購入したものではないと判断し、返還金に含めず、そのまま保管していたもの。（上司等に報告、相談はせず）	使用なし。
2	総務部 南河内府税事務所	1,021,928	現金	-  (職員個人の流用あり。)	1,021,928	平成10年度以降、約100万円の現金を保管、歴代総務係長等に引き継ぎ、現在に至った。なお、平成15年度において総務課長が100万円を借金の返済など個人的に使用。平成18年11月に、当該総務課長が100万円を金庫に戻す。	・平成9年度以前の不適正な会計処理による現金が存在。 ・平成9年度調査の際、保管現金を返還せず。	平成9年度の総務係長は、返還指示を認識せず、残った現金を後任者に引き継いだ。当時の所長には相談せず。次長には相談したが、具体的な指示はなし。	平成15年度において総務課長が100万円を借金の返済など個人的に使用。
3	健康福祉部地域保健福祉室 健康づくり感染症課	49,264	現金	使用なし	49,264	現金49,264円が課内の金庫から確認された。現金は、ビニール製のキャリーボックスの中に、昭和52年の日付のある封筒や当時の在職者名入りの封筒等に入った状態で確認されており、昭和50年代からの残金と思われる。	・昭和50年代の会議経費と思われる記載内容のあるものがあり、残額の戻入処理がされなかったものと思われる。 ・昭和51年度以降の担当係長等に詳細な聞き取り調査を実施したが、30年近く経過しており、現金の存在については、誰も認識しておらず出所は不明。 (かなり以前に支出されたものの戻入れ等によるものと思われる。)	現金があることを誰も認識していなかった。	使用なし。
4	健康福祉部医務・福祉指導室 医療対策課	2,886,718	預金	使用なし	2,886,718	平成10年度以降、現金及び預金(約289万円)が、使用されることなく引き継がれ、平成14年度及び平成15年度に2つの預金口座に入金され、現在に至ったもの。 現金のうち260万円は幹部会口座に入金され、それ以外は課名義の口座で保管されていた。なお、課名義の口座には、別団体名義(「(財)日露医学医療交流財団事務局」)の口座から残金が入金されており、この残金は当該団体に返還すべきものと判明。現在財団と返還の手続きについて調整中。	・平成10年度以降、封筒に入った現金が金庫に保管されていた。 ・封筒には260万円入りの小封筒と財布が入っていたが、平成7～9年度の担当者からの聞き取りの結果、平成9年度以前の不適正会計処理によるものと判明。 ・平成14年4月に引継ぎを受けた総括補佐は、平成14年12月に、財布の現金を課名義の口座へ入金した。また、平成15年度に、小封筒の260万円を幹部会口座へ入金するよう指示した。	・平成10年1月の現金返還の指示について当時の課長代理は、当時の備忘録を確認したところ返還に関する記載がないことから返還の指示は受けていなかったと思うと供述。 ・平成10年1月の担当者は、返還については誰からも指示はなかったと供述。	課名義の口座：平成14年度以降支出なし。 幹部会口座：会費の範囲内で、歓送迎会、せん別等、親睦会としての支出あり。
5	健康福祉部障害保健福祉室 計画推進課	1,701,926	預金	(親睦会に入金・保管。)	1,701,926	障害保健福祉室が庶務を担当する「みんなでやさしいまちづくり」大阪府民会議(すべての人にやさしいまちづくりに取り組む気運を盛り上げるため平成4年に設立された任意団体：平成14年度以降活動実績なし)の預金口座の残金を、平成17年3月10日に障害保健福祉室の2つの親睦会名義の預金口座に入金した。	「みんなでやさしいまちづくり」大阪府民会議の銀行預金口座の残金	担当者は府民会議自体の活動が実質的に無かったことから、会自体が無くなっているものと判断し、室長、課長に相談の上、幹部会、親睦会それぞれの口座に入金。	幹部会・親睦会の私的積立金と一体管理し、必要に応じ支出。 (平成19年1月末現在の残高：幹部会2,056,794円、親睦会1,351,033円)

目的・性格が明確でない現金等の調査結果（事案一覧表）

（単位：円）

番号	所属名	平成19年1月現在の残額		平成10年4月以降使用した金額	合計 ( + )	事案の概要	出所	現金を残した判断	使用に当たっての判断
		残額	種別						
6	健康福祉部 池田保健所	1,156,197	預金	552,381	1,708,578	<p>平成9年度以前の不適正会計処理により生み出されたものと「豊能保健医療推進協議会」経費の未精算金（～11年度）によるものが預金口座に約171万円保管され、平成10～15年度にかけて約55万円が使用された。費消額としては、協議会にかかるものとして、平成12～13年度で約26万円。その後、平成14年3月25日に協議会の預金口座が解約され、保健所の企画調整課長名口座に振替られた。</p> <p>これ以外に平成10～15年度の費消額約29万円があり、合計約55万円の費消が判明したものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年度以前の不適正会計処理によるもの(651,558円)</li> <li>「豊能保健医療推進協議会」経費の未精算(～11年度)によるもの(1,057,020円)</li> </ul>	<p>平成9年度の次長及び総務課長は「現金の存在を認識していたが、平成10年1月の返還指示の認識はなかった」と供述。</p>	<p>平成9～11年度の総務課長及び平成12～15年度の企画調整課長が基本的に次長の了解を得て使用。</p>
7	健康福祉部 守口保健所	165,373	預金 現金	417,734	583,107	<p>平成10年度当初、出納簿上約58万円が普通預金、定期預金及び現金で保管され、現在まで使用されている。用途はタクシー代、会議茶菓代等。</p> <p>一昨年、保健所次長は、「幹部会の残金も入っている」と担当者（企画調整課長）から聞いたため、当該現金等については、「幹部会の残金」と位置付けた。</p> <p>このため、12月7日指示の調査において、「該当なし」と報告した。</p> <p>その後の調査指示の中で、幹部会の残金であることに疑義が生じたものの、確認行為を怠り、12月27日の指示を受けて初めて確認行為を行ったところ、幹部会の残金でないことが判明した。</p>	<p>平成9年度以前の不適正会計処理によるもの</p>	<p>平成9年度当時の総務課長は、本庁からの指示は認識していたものの次長から返還指示はなかったと供述。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不定期な案件については、担当者が次長と相談の上、支出。</li> <li>定期的なものは担当者の判断で支出。</li> </ul>
8	健康福祉部 八尾保健所	0		2,262,244	2,262,244	<p>平成10年度以降、約226万円が現金や預金2口座で保管され、平成15年度までに全額が使用された。用途は所の補修や会議飲食代等。</p>	<p>平成9年度以前の不適正会計処理によるもの</p>	<p>平成10年1月当時の次長は、現金の存在は知っていたが、返還についての認識がなかったと供述。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事など多額案件のみ当時の担当者が次長と相談の上、支出。</li> <li>その他少額のものもは担当者の判断で支出。</li> </ul>
9	健康福祉部 公衆衛生研究所	7,000,009	現金	876,250	7,876,259	<p>平成9年度以前の不適正会計処理によると思われる現金約700万円が確認されるとともに、平成10年度以降、平成17年度までの間において現金約88万円の使用が確認された。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年度以前の不適正会計処理による現金(7,876,259円)が存在。</li> <li>平成7～9年度の担当者（総務係長）によると平成10年度に後任者に引き継いだときは、800万円程度の現金があったと供述。</li> <li>平成10～12年度の担当者によると引継ぎを受けた現金は700～800万円であったと供述。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年度の総務課長は、本庁からの返還指示を受けていたが、事務的に忙殺される中で、現金については庶務に保管を委ねていたこともあり、現金返還についての上司への報告及び部下への指示は失念したと供述。</li> <li>平成9年度の総務部長、総務係長は返還の指示を受けていないと供述。</li> </ul>	<p>平成10～13年度当時の総務部長、平成14～17年度当時の総務課長の指示により使用。</p>

目的・性格が明確でない現金等の調査結果（事案一覧表）

（単位：円）

番号	所属名	平成19年1月現在の残額		平成10年4月以降使用した金額	合計 ( + )	事案の概要	出所	現金を残した判断	使用に当たっての判断
		残額	種別						
10	商工労働部 産業開発研究所	1,324,471	預金	267,652	1,592,123	平成10年度以降、約160万円を歴代の総務課長及び総務担当部長が引き継ぎ、預金口座により管理し、現在に至った。 平成10～14年度において、慶弔費、講師の懇談会飲食代等に使用。平成15年度以降は使用なし。	・平成9年度以前の不適正な会計処理による現金が存在。 ・総務課長及び総務担当部長が、前任者から小切手又は現金で引継ぎ、預金口座を開設。通帳は、鍵のかかる机の引き出しに保管。	平成9年度当時の総務課長は存在を認識しており、取扱いについて次長に相談をしたところ、引き続き保管の指示があったと供述。次長は確かな記憶なしと供述。	平成10年当時の総務課長は、次長の指示を受けたり、自らの判断で現金を使用したと供述。次長は、確かな記憶なしと供述。 平成12年以降の引継ぎのあった歴代の総務課長、総務担当部長は自らの判断で現金を使用（なお、平成15年度以降は使用していない。）
11	商工労働部 産業技術総合研究所	140,000	タクシー金券	約405万円	約419万円	平成10年度以降、約419万円を歴代の総務係長及び総務担当課長補佐が引き継ぎ、預金口座及び現金により管理し、現在に至った。 平成10～15年度において、新聞代、書籍購入、公用車の交通事故による被害者への損害賠償金前渡金、研究用フィルム・消耗品の購入等に使用。（なお、使用したうち14万円は、タクシー金券として残っている）	・平成9年度以前の不適正な会計処理による現金が存在。 ・前任者から預金通帳及び現金で引継ぎ、金庫または鍵のかかる引き出しで保管。	平成9年度当時の総務課長は存在を認識しており、取扱いについて次長に相談をしたところ、引き続き保管の指示があったと記憶していると供述。次長はそのような記憶はないと供述。	平成14～15年度は、平成14年度当時の次長の判断で使用。
12	商工労働部 東大阪高等職業技術専門学校	550,000	預金	約30万円	851,176	平成10年度以降、約85万円を歴代の総務課長及び調整総括主査が引継ぎ、平成10～17年度にかけて使用し、現在に至った。 平成15年度当時の調整総括主査（H18.4.30退職）は、826,444円（利息を含む）を前任者から総務課長名義の預金通帳で引継ぎを受け、校の扇風機、消耗品、生徒のお茶代等に充てるとともに、その一部を個人の生活費に使用。残額（55万円）については、最終的に同人の個人の預金通帳へ入金した。	・平成9年度以前の不適正会計処理によるもの ・平成9年5月頃の消耗品の二重払いにかかる業者からの戻入金及び平成10年4～6月に預金口座に入金した自動販売機の販売協力金17,805円。	平成9年度当時の総務課長は返還対象ではないと判断。消耗品の二重払いにかかる業者からの戻入金については、返還すべきものと認識していたが、返還を怠る。	平成14年度のお見舞い代については、当時の調整総括主査の判断。 個人の生活費は、自らの判断。 扇風機の購入については、校長、副校長、総務課長、訓練課長と相談。一方、校長、副校長は、相談を受けた記憶はないと供述。
13	環境農林水産部 流通対策室	15,957	現金	6,374,433	6,390,390	平成9年度以前の不適正会計処理により捻出した現金を今回取引記録照会していた「流会」名義の口座で保管。 平成10年2月時点で、6,331,785円が保管されており、その後、入金と利息（計58,605円）が確認された。平成11年12月1日に口座が解約された時点では、5,857,810円の残高があった。（H18.12.29金融機関からの回答により確認）これ以降、室内無線LAN、書籍、カメラ購入等に使用されていた。	平成9年度以前の不適正会計処理によるもので、返還せずに、銀行の預金口座で管理、使用していたものと判明。	平成9年度の室長代理、総務班長が、所属として将来必要となる何らかの経費に充てるため返還しなかったもの。	平成10年度の総務班長は、自らの判断で使用。 平成11～13年度までの総務班長（総務総括）は、室長代理（総括補佐）に相談又は報告をしたものがあるが、そのほとんどを自らの判断で使用。（平成13年度の総括補佐には相談せず）
14	環境農林水産部 中部農と緑の総合事務所	119,625	現金	143,205	262,830	平成10年度以降、262,830円を現金又は口座で保管。うち143,205円を高速道路通行券等で使用。 平成12年度以降は使用なし。	・平成9年度以前の不適正会計処理によるもの ・平成9年度の全庁調査終了後の平成10年1月から4月にかけて、非常勤交通費及び旅費残額で入金あり。（4回計19,500円）	当時の次長及び担当者が、本件現金については返還する必要があると認識していなかったため、返還せず、一部使用し、現在に至った。	・平成9～11年度までの総務係長が、不定期な案件については、所長又は次長と相談の上、支出。定期的なものは総務係長の判断で支出。 ・一方、当時の所長・次長は相談を受けていたと思うが、記憶は定かではないと供述。



目的・性格が明確でない現金等の調査結果（事案一覧表）

（単位：円）

番号	所属名	平成19年1月現在の残額		平成10年4月以降使用した金額	合計 ( + )	事案の概要	出所	現金を残した判断	使用に当たっての判断
		残額	種別						
15	環境農林水産部 北部家畜保健衛生所	0	-	約462万円 平成13年度以降の不適正支出額。家畜保健衛生所が保管・使用した金額以外のものも含む。	約462万円	平成18年12月27日に指示のあった親睦会における不自然な出入金調査に基づき、南部家畜保健衛生所の親睦会通帳を確認したところ、平成17年11月30日以前の通帳が存在しなかったため、金融機関に履歴照会を行った。平成19年1月12日に金融機関からの回答を得て、内容を点検したところ一部不自然な出入金を確認した。その内容を調査するため、当時の担当者等に聞き取りを行っていたところ、平成19年1月16日に「家畜保健衛生所において雇入獣医師の雇用について不適正な会計処理が行われている」旨の投書があった。このため、投書内容の真偽も含めて関係者の事情聴取を行ったところ、北部・南部の両家畜保健衛生所において不適正な会計処理が行われ、親睦会経費等として支出するほか、その一部を職員に分配していたとの供述を得た。現在までの調査の結果、両家畜保健衛生所において、平成17年度まで不適正会計処理が行われていた。	・平成9年度以前の不適正会計処理によるもの 家畜保健衛生所事業及び大阪府畜産会が実施する自衛防疫強化総合対策事業における獣医師の雇用に関して、家畜保健衛生所が関与し、実際には従事しなかった分の一部返還を受ける方法や、架空の賃金雇用による裏金づくりが行われていた ・平成9年度の全庁調査終了後も不適正な会計処理を継続	・所長の判断のもと、職員に現金を分配 ・所長及び会計担当者の判断のもと、親睦会経費として支出	
16	環境農林水産部 南部家畜保健衛生所	64,239	現金	約692万円 平成13年度以降の不適正支出額。家畜保健衛生所が保管・使用した金額以外のものも含む。うち、64,239円は現金で保管。	約692万円	平成10年度以降、約500万円が普通預金、現金、商品券で保管され現在に至った。なお、使用はないと考えられる。 ・4,810,694円（普通預金） ・166,430円（現金） ・35,000円（商品券）	平成9年度以前の不適正会計処理によるもの。	・平成10年1月の担当者（管理係長）は、府への返還以外に国委嘱事業の不適正経理による返還も見込まれていたため、課長代理と相談し、保管していた現金を国費と府費に区分して約38万円を府に返還した。その際、通帳により別管理していた多額の現金の存在を失念していた。 ・その後、存在に気付いた通帳の残高が多額であったため、その返還を躊躇し、返還機会を逸した。なお、先に区分した国費約39万円は国に返還している。 ・当時の課長代理は、別管理の通帳があることは認識していなかった。 ・当時の課長は、全て返還したものと認識していた。	使用はないと考えられる。
17	教育委員会事務局 市町村教育室 地域教育振興課	5,012,124	預金 現金 商品券	使用なし	5,012,124	平成10年1月時点で340～380万円が保管されていたとの供述があり、平成10～11年度の担当者は約160万円を懇親会等に使用したと供述している。平成12～13年度には約10万円を懇談会費等に使用している。なお、平成10～11年度に担当者による一時流用があった。	平成9年度以前の不適正会計処理によるもの。	・平成10～11年度の担当者（主査）は、課長の了解を得て課の懇親会や各係の忘年会等に使用したと供述している。 ・しかし、課長は職員に還元すべき金との説明を受け了承したが、懇親会は一定額の会費を徴収し、ピュッフェ形式で行われた低廉なものと記憶しており、当時の多くの課員も同様の供述をしている。（各係の忘年会等への充当については、係長1名が受け取った記憶があるが金額は覚えていないと供述している。） ・平成12～13年度の担当者（総括主査）は、懇談会費等への使用について、課長（12年度）、総括補佐の了承を得ている。 ・平成14年度以降は使用なし。	
18	教育委員会事務局 財務課	2,188,000	預金	1,614,550	3,802,550	平成10年1月時点で340～380万円が保管されていたとの供述があり、平成10～11年度の担当者は約160万円を懇親会等に使用したと供述している。平成12～13年度には約10万円を懇談会費等に使用している。なお、平成10～11年度に担当者による一時流用があった。	平成9年度以前の不適正会計処理によるもの。	・平成10年1月の担当者（調整係長）は、返還の指示を受けた記憶がないと供述。 ・平成10年1月の課長代理は、金の存在、返還の必要性について認識していたが、具体的指示をしなかった。 ・平成10年1月の課長は、返還されたものと認識していた。	・平成10～11年度の担当者（主査）は、課長の了解を得て課の懇親会や各係の忘年会等に使用したと供述している。 ・しかし、課長は職員に還元すべき金との説明を受け了承したが、懇親会は一定額の会費を徴収し、ピュッフェ形式で行われた低廉なものと記憶しており、当時の多くの課員も同様の供述をしている。（各係の忘年会等への充当については、係長1名が受け取った記憶があるが金額は覚えていないと供述している。） ・平成12～13年度の担当者（総括主査）は、懇談会費等への使用について、課長（12年度）、総括補佐の了承を得ている。 ・平成14年度以降は使用なし。

目的・性格が明確でない現金等の調査結果（事案一覧表）

（単位：円）

番号	所属名	平成19年1月現在の残額		平成10年4月以降使用した金額	合計 ( + )	事案の概要	出所	現金を残した判断	使用に当たっての判断
		残額	種別						
19	公立大学法人 大阪府立大学 学術情報課	1,741,145	預金	使用なし	1,741,145	平成9年度時点で発見されなかった通帳が、今回の大阪府及び大学法人における金庫内の一斉点検の結果、発見された。 平成10年度以降の使用実績はなし。	・通帳A（平成9年度以前の廃棄古紙売却収入に係る不適正会計処理によるもの） ・通帳B（平成8年度以前における不適正な会計処理によるもの）	・平成9年度当時の事務長及び担当者が、不適正会計処理による現金等がないものと判断し、調査に際して金庫内の点検を行わず、本件通帳が見逃され返還されなかったものと考えられる。その後も、本件通帳の存在が認識されず現在に至った。	使用なし。
20	公立大学法人 大阪府立大学 羽曳野キャンパス総合事務センター	3,002,135	預金 ビール券 図書券	使用なし	3,002,135	平成9年度以前の不適正会計によるものと思われる現金（通帳）、ビール券及び図書券が発見されていた旨、平成19年1月5日に報告された。 本件通帳は、平成17年6月に発見されていたが、センター長は不適正会計処理によるものと疑いつつ詳細な調査を行わず、処理を逡巡しそのまま放置。今回の12月7日の調査指示では、一旦は該当なしと報告。また、12月15日にはビール券及び図書券が新たに発見されたが通帳と同様に報告されなかった。12月27日の署名押印による最終確認に至り、これ以上は放置できないと判断し、報告。平成10年度以降の使用実績はない。 ・2,865,135円（普通預金） ・ビール券100枚（73,000円相当） ・図書券128枚（64,000円相当）	・通帳A（平成9年度以前における不適正な会計処理によるもの。） ・通帳B（海外送金用で使用。残金は、平成7年度以前の旧看護短大時からの不適正な会計処理によるものと推測される。） ・ビール券・図書券（不明）	・平成9年度当時の総務班長は、大阪府（環境保健総務課）及び当時の上司から返還の指示があったか否か記憶にないと供述。	使用なし。
21	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪府立精神医療センター	4,838,504	預金	使用なし	4,838,504	平成8年度以前の不適正会計処理による現金（4,838,504円）が、府に返還されず、銀行口座に預金されていた。この預金については、平成9年度の総務課長の判断により残され、現在に至るまで保管されてきた。平成9年度以降は、使用されていない。	平成8年度以前の不適正会計処理による	・平成9年度の事務局長は現金の存在を知らず、本庁からの返還指示の記憶もないと供述。 ・平成9年度の総務課長は返還指示の記憶はなく、事務局長に相談することなく、自ら判断したと供述。	使用なし。
22	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター	25,994	現金	約167万円	約170万円	事務局金庫内の小封筒から、現金25,994円を発見。関係者への聞き取り調査の結果、平成8年度以前の不適正な会計処理によって生み出されたものと判明した。 その総額は平成10年度当初に約170万円が存在したとの供述があり、歴代担当者に引き継がれ使用されてきた。	・平成8年度以前の不適正会計処理によって生み出された現金が平成10年度当初に170万円程度存在していたと推定される。 ・平成10年度以降、非常勤の人件費の補てんや委員会のお茶代等に使用され、現在の金額に至ったもの。ただし、現金の一部には、会費制親睦会の残金からの寄付なども含まれている。	・平成9年度の事務局長等は現金の存在を知らず、本庁から返還の指示もなかったと供述。 ・平成9年度の総務係長は、具体的な返還指示を受けていないので、総務課長と相談し判断したと供述。	基本的に総務係長の判断で使用していたが、次長又は課長の指示（相談・報告）によって使用したことがある。
23	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター	0		(約500万円)	(約500万円)	平成13年11月に病院名義の銀行内貸金庫に約500万円の現金を保管したとの供述が、2人の職員からあった。平成18年12月19日に当該貸金庫を調べたが、現金は発見されなかった。経緯等歴代担当職員から聴取したが、現時点では状況不明。引き続き、関係機関及び関係者から調査を実施中。対応について警察と相談中。	平成9年度以前の不適正会計処理によるもの	平成9年度当時の総務担当者は、上司から現金返還指示を受けていないと供述しているが、上司は返還について相談を受けていないと供述。	調査中。
合計		約3,360万円		約3,500万円 平成13年度以降の不適正支出額(約1150万円)を含む。 不適正支出額のうち、64,239円は現金で保管。	約6,850万円 平成13年度以降の不適正支出額(約1150万円)を含む。				

## 不適正な会計処理に関する調査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 大阪府において目的・性格が明確でない現金の保管等が確認されたことを踏まえ、専門的な見地から当該保管等に係る調査結果等の検証及び再発防止策を提言するため、不適正な会計処理に関する調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 調査方法及び調査結果の検証に関すること
- (2) 再発防止策の提言に関すること
- (3) その他調査及び検討に必要な事項に関すること

### (委員の構成)

第3条 委員会は、法令遵守及び適正な会計処理に関し、優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する3名以内の委員をもって構成する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条各号に掲げる事務が終了するまでとする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議の運営)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部人事室及び法務課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年12月26日から施行する。

不適正な会計処理に関する調査委員会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
いし い かず まさ 石 井 一 正	関西大学大学院 法務研究科 教授	元札幌高等裁判所長官
か のう しゅん すけ 加 納 駿 亮	弁護士	元福岡高等検察庁検事長
きた やま ひさ え 北 山 久 恵	公認会計士	日本公認会計士協会近畿 会経理部長

( 敬称略、五十音順)